

議案第 4 号

あきる野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

武蔵引田駅周辺地区地区計画の都市計画変更に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 9 年あきる野市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中「平成 2 7 年 3 月あきる野市告示第 2 7 号」を「令和 2 年 1 2 月あきる野市告示第 1 7 2 号」に改める。

別表第 2 の 9 の表を次のように改める。

9 武蔵引田駅周辺地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ			エ	オ	カ		キ	ク
		建築物の容積率					壁面の位置の制限			
		最高限度	公共施設の整備状況に応じた最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等		
計画地区の区分	建築物の用途の制限				建築物の敷地面積の最低限度					垣又は柵の構造の制限
医療福祉地区	—	—	—	—	120平方メートル	—	—	—	—	
産業地区 A	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 事務所 2 研究所 3 工場 4 市長が公益上必要と認める建築物	—	—	—	—	1,000平方メートル	—	—	—	

	5 前各号の建築物に 附属するもの									
産業 地区 B	次に掲げる建築物以 外の建築物は、建築し てはならない。 1 事務所 2 研究所 3 倉庫業を営む倉庫 4 工場 5 市長が公益上必要 と認める建築物 6 前各号の建築物に 附属するもの	10 分の 20	10 分の 8	—	—	1,000 平方メー トル	当該敷地 が接する 道路の境 界線まで の距離2 メートル	外壁の後退 距離の限度 に満たない 距離にある 建築物又は 建築物の部 分が次の各 号のいずれ かに該当す るもの 1 外壁又 はこれに 代わる柱 の中心線 の長さの 合計が3 メートル 以下であ るもの 2 物置そ の他これ に類する 用途に供 し、軒の 高さが 2.3メ ートル以 下で、かつ、床面 積の合計 が5平方 メートル 以内であ るもの 3 自動車 車庫で軒 の高さが 2.3メ ートル以 下である もの	—	25 メー トル
商業 地区	次に掲げる建築物 は、建築してはならな い。 1 1階又は地下1階 のうち、その床面の 高さが当該敷地が接 する道路の路面の中 心の高さに最も近い 階の部分を、住宅、 共同住宅、寄宿舎、 下宿又は老人ホーム その他これに類する ものの用に供する建 築物	10 分の 30	10 分の 8	—	—	200平方 メートル。 ただし、次 の各号のい ずれかに該 当する土地 について は、この限 りでない。 1 公衆便 所、巡査 派出所そ の他これ らに類す	当該敷地 が接する 道路の境 界線まで の距離1 メート ル、高さ 10メー トルを超 える部分 の道路 (秋3・ 4・18 号線及び	外壁の後退 距離の限度 に満たない 距離にある 建築物又は 建築物の部 分が次の各 号のいずれ かに該当す るもの 1 外壁又 はこれに 代わる柱 の中心線	—	—

	<p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p> <p>5 畜舎（ペットショップを除く。）</p>					<p>る公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p> <p>2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの</p>	<p>駅前広場に限る。)の境界線までの距離3メートル</p>	<p>の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>		
住宅複合地区A	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 1階又は地下1階のうち、その床面の高さが当該敷地が接する道路の路面の中心の高さに最も近い階の部分を、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームその他これに類するものに供する建築物</p> <p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎（ペットショップを除く。）</p>	10分の20	10分の8	—	—	<p>500平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p> <p>2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地</p>	<p>当該敷地が接する道路の境界線までの距離1メートル、高さ10メートルを超える部分の道路（秋3・4・18号線に限る。）の境界線までの距離3メートル</p>	<p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計</p>	—	15メートル

						として使用するもの		が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの		
住宅複合地区B	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 倉庫 2 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	10分の20	10分の8	—	—	120平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地について は、この限りでない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの	当該敷地が接する道路の境界線までの距離1メートル、高さ10メートルを超える部分の道路（秋3・4・18号線に限る。）の境界線までの距離3メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	—	15メートル
住宅地区A	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎	10分の10	10分の8	—	10分の5	120平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該	当該敷地が接する道路の境界線及び隣地境界	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は	1 生垣 2 透視可能なフェンス等 (敷地地	10メートル

	<p>又は下宿</p> <p>3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>4 2階以下の部分が店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>5 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 診療所</p> <p>9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>10 市長が公益上必要と認めるもの</p> <p>11 前各号の建築物に附属するもの</p>					<p>当する土地について</p> <p>は、この限りでない。</p> <p>1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p> <p>2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの</p>	<p>線までの距離</p> <p>0.5メートル</p>	<p>建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	<p>盤面からの高さが0.6メートル以下の基礎を含む。)</p> <p>で、敷地盤面から高さが1.2メートル以下のもの</p>	
住宅地区B	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 公衆浴場</p>	10分の10	10分の8	—	—	120平方メートル。	<p>当該敷地が接する道路の境界線及び隣地境界線までの距離</p> <p>0.5メートル</p>	<p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これ</p>	<p>1 生垣</p> <p>2 透視可能なフェンス等</p> <p>(敷地地盤面からの高さが0.6メートル以下の基礎を含む。)</p> <p>で、敷地盤面から高さが1.2メートル以下のもの</p>	—

	<p>7 診療所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>9 市長が公益上必要と認めるもの</p> <p>10 前各号の建築物に附属するもの</p>					<p>館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの</p>	<p>に類する用途に供し、軒の高さが</p> <p>2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2. 3メートル以下であるもの</p>			
住宅地区C	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。）</p> <p>2 住戸の数が5未満の共同住宅</p> <p>3 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。）</p> <p>4 学校（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>6 市長が公益上必要と認めるもの</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの</p>	10分の10	10分の8	—	—	<p>120平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p> <p>2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの</p>	<p>当該敷地が接する道路の境界線及び隣地境界線までの距離</p> <p>0. 5メートル</p>	<p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが</p>	<p>1 生垣</p> <p>2 透視可能なフェンス等（敷地地盤面からの高さが0. 6メートル以下の基礎を含む。）</p> <p>で、敷地地盤面から高さが1. 2メートル以下のもの</p>	—

								2. 3メートル以下であるもの		
住宅地区D	—	—	—	—	—	—	—	—	1 生垣 2 透視可能なフェンス等 (敷地地盤面からの高さが0.6メートル以下の基礎を含む。)で、敷地地盤面から高さが1.2メートル以下のもの	—

附 則

この条例は、公布の日から施行する。